令和8年　4月 1日

立川市立第七小学校

校長　丹野 優子

令和8年度 立川市立第七小学校 学校経営計画

1 はじめに

創立以来69年にわたって築き上げられてきた本校の歴史と伝統を継承しつつ、社会の要請や教育改革の動向を注視し、日本国憲法並びに教育基本法をはじめとした関係諸法規に従い、設置者である立川市教育委員会の教育目標や基本方針を踏まえ、確かな学力、豊かな心、健康・体力を育む教育の一層の充実を図る。学習指導要領の理念を踏まえ、予測困難な時代において「自らの人生を舵取りする力」の育成を図るために、学校教育における不易と流行を見極めるとともに、個別最適な学び・協働的な学びをより一層推進する。

また、誰一人取り残さない、多様な人々が共に生きる社会の実現に向けた学校教育を推進するとともに、学校と家庭、地域・社会が連携・協力して、今を生きるすべての児童の成長を支え、これからの社会を生きていくために必要となる確かな力を育む取組を推進する。

最後に、「大人も子どもも学び合うことが楽しいと思える学校」を目指し、児童一人一人に自分の居場所があり、安心して学び合える環境を整えるとともに、教職員一人一人も常に学び、互いに高め合える教職員集団でありたいと願う。全教職員および保護者・地域が、組織的・協働的に教育活動を展開する学校を目指す。

2 学校教育目標

人権尊重の精神に基づき、人間性豊かな児童の育成を目指して、次の学校教育目標を定める。

〇元気な子　◎考える子※今年度重点目標　〇ねばり強い子　〇思いやりのある子

3 目指す学校像

今日の学びに喜び(ニコニコ)を感じ、明日の学びに希望(ワクワク)を抱く第七小学校

〇誰一人として取り残さずに「できた、わかった、うれしい、楽しい」を実現するために、教職員、地域が一体となって取り組む学校

〇互いのよさを認め合い、誰もが安心・安全に通える優しさと笑顔にあふれる学校

〇教職員、保護者、地域が互いに信頼し、協働共助の精神を大切にする学校

⇒学校に関わる全ての人たちの心理的安全性の確保の実現

4 目指す児童像

〇元気いっぱいに身体を動かし、身体と心を鍛え、たくましく生活できる子

〇興味関心を大切に、自ら課題を見つけ、学ぶ方法を知り、自分の力で学んでいける子

〇失敗してもくじけることなく、最後までやり遂げることのできる子

〇互いの良さを認め合い、自分を大切に、そして周りの人も大切にできる子

5 目指す教職員像　「学ばざる者、子供の前に立つべからず」

〇教育のプロとしての高い意識をもち、児童のために学び続け、互いに切磋琢磨し高め合う教職員

〇組織の一員として互いに支え合い、経営参画意識をもって職務にあたる教職員

〇児童、保護者、地域から信頼され、学校・地域のために力を尽くせる教職員

6　立川第三中学校区　共通経営方針

校区の地域、各小・中学校における児童の実態等に基づき、目指す児童像の実現のため、小中連携教育を全教育活動において推進する。

＜校区で目指す児童像＞

自ら進んで学び、規範意識を高くもち、互いを認め合う児童

7　学校教育目標の具現化のための取り組み

「学力・体力向上」、「生命を尊重する教育の推進」、「特別支援教育の推進」、「立川市民科の充実」を重点課題として、ネットワーク型学校経営システムを学校経営の中核に位置付け推進を図る。学校運営協議会と地域学校協働本部が活発に機能したコミュニティ・スクールを展開することにより、地域との協働による学校経営を図るとともに、カリキュラム・マネジメントによるPDCAサイクルを進め、地域人材や地域資源を積極的に活用していく。また「働き方改革」を意識した効率的で実効性のある職務遂行とウェルビーイングの向上に努め、次のような学校づくりを推進する。

(1)「生きる力」の育成

①確かな学力の育成

ア　授業改善の推進

・全国学力・学習状況調査、東京ベーシック・ドリル等の分析結果や日常の学習指導における学力実態等を踏まえ、授業改善推進プランの活用を図りながら、教職員間の情報共有および家庭との連携を密にし、児童一人ひとりの能力や学習の進捗等に沿った、誰一人取り残さない個に応じた指導の充実を図る。

・授業の質的な向上を図るため、「個別最適な学び」や「協働的な学び」を一体的に充実させ、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に取り組む。

・学びの目的や授業のねらいを明確にし、問題解決における「自力解決」や「学び合い」「振り返り」の学習場面を意図的・計画的に設定することで学びの質を高める。また、児童が学習内容を深く理解し、生涯にわたって能動的に学び続けられる力を身に付けるための授業を展開する。

・「内容を教える」ことから「学び方を教え、伴走する」ことへの意識の転換を図っていく。

・各教科等で育成する力はもとより、学習の基盤となる言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力や新たな価値を生み出す豊かな創造性等の現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点に基づき育成する。

・Chromebook やデジタル教科書、ドリルなどの ICT 機器を活用し、情報活用能力の向上を図る。

・児童が主体的に ICT 活用のルールやマナーを学び、情報社会における正しい判断力を身に付け、自律的に使用することができる態度を家庭との連携を図りながら育み、情報を適切に選択し活用するメディアリテラシーを育成する。

・算数科における習熟度別少人数指導の授業改善をさらに推進する。個々の特性や学力実態に応じた指導の個別化、興味・関心に応じた学習の個性化への対応を進める。

・高学年や中学年において、専門性の高い教科指導や複数の教員による多面的・多角的な児童理解を行うため、学校の状況に応じた教科担任制を進める。

イ　校内研究および研修の充実

・児童の実態を把握・分析し、学校の課題に基づいた研究主題を設定し、校内で組織的に課題の解決に資する研究を推進する。

・初任者研修、2・3年次研修、中堅教諭等資質向上研修、授業力アップ研修、夏季教員研修等を通して、教員の指導力の向上を図る。

・教職員が、自らの専門性を高めるために東京都や文部科学省等が主催する研修を主体的に受講するとともに、先進校への視察などを積極的にし、還元し合うことにより質の高い教職員集団を構築する。
・次期学習指導要領改訂に関する情報へのアンテナを高くし、個人で学ぶことはもとより、学校全体としての学びの場を設定し、情報伝達や還元研修、動画視聴などを通して理解を深めていく。
・「中核的な概念」を中心に構造化し、各教科の内容の精選を行うことで、授業時数にゆとりを持たせられるようにし、児童が概念を深く理解するための授業デザインについて考察をすすめ、調整授業時数制度への準備をすすめていく。

ウ　各種教育支援事業の活用および本校の特色ある教育活動の充実

・放課後を活用した学習機会「算数道場」を3年生で設定し、基礎学力の定着や主体的に学習に取り組む態度を育成する。
・外国語活動・外国語科の授業において、担当教員と ALT とのティーム・ティーチングによる授業を実施し、児童のコミュニケーション能力の向上を図るとともに、小学校と中学校との円滑な接続を図る。
・TGG や諸外国とのオンライン交流を通し、英語でコミュニケーションがとれる喜びや楽しさを体験することで、英語学習に対する意欲を高める。
・保護者、地域の学校図書館ボランティアとの連携や市立図書館との連携、学校図書館支援指導員等の活用及び児童の委員会活動を充実し、読書活動の推進と読書習慣の定着を図る。また、たちかわ電子図書館を活用し、学校や家庭における読書活動を推進する。

②健やかな体の育成

ア　体力向上の推進

・日常の体育科学習における安全への意識向上、運動量の確保と休み時間の校庭遊びを奨励する。さらに東京都統一体力テストの結果や日頃の児童の体力に関する実態等について分析し、授業改善に取り組む。また、一校一取組運動等の体育的活動を充実させる。
・地域に拠点を置くプロスポーツチーム等と連携した体育授業の実施や運動部活動への支援を行う。その取組において、専門的な知識及び技能を有する指導者等の人材を招聘し、児童の運動への興味・関心を高め、基礎的・基本的な運動技能や、より高度な技能の向上を図る。

イ　健康教育の推進

・体育の保健分野及び各教科における指導とともに、養護教諭や学校医、保健師等と連携した指導を推進し、病気の予防、虫歯予防のための取組や歯科検診、心身の健康の保持増進、薬物乱用の防止等の健康教育を充実させる。また、医療関係等の外部機関と連携した「がん教育」や「性教育」の充実を図る。
・「早寝、早起き、朝ご飯」など生活リズムを整えることや家の手伝いなど、家庭における児童の役割を明確にする。また、学校生活における決まりを守る等の基本的な生活習慣の定着を図る。
・安全教育プログラムを活用して「必ず指導する基本的事項」の徹底を図り、危険を予測し回避する能力と他者や社会の安全に貢献できる資質や能力を育てる。

③「豊かな心」の醸成

ア　組織的な生活指導体制の徹底

・生活指導部を中心に、全校で足並みをそろえた指導を徹底する。また、生活指導全体会等で速やかな情報共有を図り、組織的な対応に努める。

イ　心の教育の推進

・「ふれあい月間」、「いじめ解消・暴力根絶旬間」及び「人権週間」等の取組を通して、人権尊重の理念を児童が正しく理解し、実践する態度を育成する。

・「人権教育プログラム（学校教育編）」及び人権教育ビデオ（DVD）等を活用した研修会を実施し、教員の人権意識や人権感覚を醸成する。

・道徳授業地区公開講座を開催し、保護者や地域の方との意見交換会を通して、学校・家庭・地域が一体となって生命を尊重する教育を推進する。また、道徳科の授業を公開することにより、授業の活性化とともに質の向上を図る。

ウ　健全育成の推進

・「立川市児童のいじめ防止条例・方針」及び「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめに対する学校の組織的・継続的な対応力を強化し、学校・家庭・地域が連携して、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努める。弁護士等の外部講師を招聘し「いじめ防止授業」を実施する。

・心理調査分析等を活用し、「学級集団の状況」と学級集団における「個人の状況（学校生活における意欲）」を客観的に捉え、いじめ問題の発見と予防に努め、お互いの違いを認め尊重し合う学級づくりを目指す。

・暴力行為が発生した場合には、根本的解決に取り組むとともに、毅然とした姿勢で指導に臨み、全ての児童が安全・安心に学校生活を過ごすことができるようにする。

エ 「立川市民科」の推進

・地域に根差した探究的な学習を展開させるため、地域の特色を生かし、保護者、地域、専門家、企業、行政等の様々な関係者の協力を得て、自然環境や施設等の地域資源を生かした学習を推進する。

・地域の方々や保護者と一緒に立川市民科の学習に取り組む。また、立川市民科の実践を発表する機会として立川市民科公開講座を実施し、広く市民等へ周知する。外部人材リストを作成し、さらに活用を図る。

オ　異学年交流活動を通した人間関係調整力及び豊かな人間性の育成

・縦割り班活動等の異学年交流を通して、学級・学年を超えたより広い異年齢集団における社会性や良好な人間関係を構築する力を育成する。

（2）特別支援教育の推進

①　特別支援コーディネータを核とした校内委員会の充実

・月 2 回の校内委員会とともに、保護者からの相談、教員の見取り等により、児童が困難を抱えた状況が把握できた際には、迅速に対応策を話し合い、保護者も交えて適正な就学先について検討していく。

・個別の教育支援計画および個別指導計画の作成と活用を図り、情報共有し、組織的な対応を進めていく。

②　特別支援教室キラリ及びことばの教室との連携

・専門性を生かした指導とともに、在籍学級での児童の様子も把握し、把握した課題に応じた支援を行う。

・各種研修で学んだことを還元し、特別支援教育に係る研修を実施し、学校全体の指導力向上を図る。

③　各種支援員および外部関係諸団体との連携

・SC、SSW,巡回相談員等の活用を図るとともに、医療機関、子家セン、児相等と日頃より連携を密にし、虐待や家庭生活上の困難等に気付いた場合には、速やかに関係機関へ連絡し、適切な支援につなげていく。

・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の一層の活用を図るとともに、児童家庭支援センターや主任児童委員・民生委員等による地域での支援を通し、児童や保護者が抱える課題の解消を図る。

④　不登校への対応

・不登校児童に対する早期支援の徹底を図る。また、不登校の長期化への対応として、「登校支援シート 」の作成と活用を図り、関係機関と連携して児童が持っている能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養う取組を強化する。

・教室以外の居場所を学校に確保することや、タブレット PC 等を活用して学習機会を保障すること等、児童の特性に合った柔軟な学びによる支援を検討する。

（3）教育環境の整備・充実

①日常的な学校施設・設備の安全点検の実施

・毎月の安全指導および安全点検を徹底する。複数での確認をし、不備があった場合は迅速に対処する。

②児童の在校時および登下校時の安全対策

・来校者の名札着用、校内に立ち入らせない、児童の防犯ブザー所持、監視カメラ等により、児童の安全管理について徹底する。

・シルバー人材センター会員や保護者など地域の方々と学校との連携により登下校時における児童の交通事故や犯罪被害を防ぎ、地域全体で児童の安全確保に取り組む。

・学校や地域が連携して行っている通学路の見守り活動を補完し、更なる安全確保を図るため全小学校区に設置した防犯カメラの維持、管理を行うとともに、設置場所の見直しを定期的に行う。・危機管理マニュアルに基づき、校内で組織的な対応を図るとともに、マニュアルは常に評価・改善を行う。

・危機管理マニュアルの内容は、保護者や地域、関係機関との周知・共有を図り、地域全体で児童の安全確保に向けた取組を推進する。

③アレルギー事故の未然防止策の徹底

・喫食前の複数回チェックの徹底を図る。

・給食で食物アレルギー対応が必要な全ての児童に対して、アレルギー面談」を実施することで、児童の食物アレルギーの原因食物や症状等を確実に把握し、「立川市学校給食における食物アレルギー対応方針」に基づく対応を徹底する。

・学校及び教育委員会それぞれが定期的な教員研修を実施することで、食物アレルギー対応の充実を図る。

・平時の対応に加え、エピペンの使用や迅速な救急車の要請等、適切に救急対応するためのシミュレーション訓練とマニュアルの作成を行い、緊急時の対応力の向上を図る。

（4）家庭・地域等との連携・協働による教育力の向上

①家庭との連携

・HP やお便り等での情報の発信に努め、学校公開や保護者会、個人面談等の機会の効果的活用を図る。

・保護者ボランティアの効果的活用を推進する。

・課題がある場合だけでなく、日頃より保護者との連絡を密にし、協力して児童の育成に当たる。

②地域との連携

・学校運営協議会や地域学校コーディネータとの連携・協働による教育力の向上を図る。

・児童の学習支援や学校生活支援の充実に向けて、保護者や地域住民、近隣大学等との連携・協力体制の構築をさらに推進する。

・地域関係諸団体への会合等の機会を活用し、積極的な学校情報の発信に努める。

・・児童の学びの充実に向けて、地域とのつながりを強化し、地域人材を活用するため、地域学校コーディネーター（地域学校協働活動推進員）を中心として「地域学校協働本部事業」を実施し、地域による学校支援を組織的に展開する。

③立川三中校区幼保・小中学校との連携

・幼稚園・保育園との連携を踏まえて、小中連携教育をさらに充実させ、中学校区が一体となった教育活動を推進する。 未就学児に小学校生活を体験させる等の相互交流を計画的に実施し、幼稚園・保育園と小学校との円滑な接続を図るスタートカリキュラムの実践、改善を進める。

・義務教育9年間の発達や学びの連続性を見通した教育課程の円滑な接続を図る。教務主任会や小中連携担当者連絡会等において、円滑な接続に向けた推進方法や学校経営方針等を共有する。

8 おわりに

(1)信頼される学校、教職員であるために

・教育公務員であるという自覚を高め、信用失墜行為は決して起こさない。特に体罰(不適切な指導)、個人情報に関する事故(誤廃棄を含む)、会計事故、交通事故、通勤事故、およびわいせつ事故は徹底して防止に取り組む。

・体罰や暴言、性暴力等は児童の人権を侵害するものであり、いかなる理由があろうとも絶対に認められるものではないとの認識の下、信頼関係に基づいた指導や児童の心に寄り添った指導を行う。

(2)働き方改革の推進

・教職員が心身の健康を保持するために、時間外の勤務は月 45 時間を超えないよう、勤務時間内に計画的、効率的に職務を完了できる組織作りをする。また、法令に基づいた健康診断やストレスチェックを行い、体調不良の未然防止に努める。

・校務の DX や会議の精選を推進し、学校全体で時間を生み出す創意工夫をする。

※教職員一人一人がそれぞれの職に応じた役割を自覚し、責任をもって遂行していくとともに、学校全体のベクトルをそろえ、組織として対応していくことで、より高い教育効果を生み出すことができる。

児童一人一人の成長はもちろんのこと、教職員一人一人も学び続けることで成長し、自己実現を図ることができるよう、お互いに良さを認め合い、高め合える教職員集団を創り上げたい。

※『大人も子どもも学び合うことが楽しいと思える学校』づくりを進めていく中で、児童・保護者・地域に信頼され、また、教職員にとって働き甲斐のある第七小学校でありたいと考える。